

経過措置期間終了にご注意!!

・ 令和7年3月31日で経過措置期間が終了するサービス（介護職員等処遇改善加算等）があります。

注意!!

令和7年4月サービス分以降の請求には十分にご注意ください。

もしも請求を誤ると...?

請求が**全件返戻**に...

給付費が「**0円**」に...

【経過措置期間終了に伴う改定内容】
・ 介護職員等処遇改善加算V（1）～（14）の廃止
・ 業務継続計画未策定減算の追加（訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援 等）
・ 身体拘束廃止未実施減算の追加（短期入所系サービス、小規模多機能、複合型サービス 等）
・ 協力医療機関連携加算の単位数変更（施設系サービス）

※また、年度が変わる4月サービス分は、指定権者への届出漏れや請求誤り等により毎年多数の届出内容と請求内容の不一致による返戻が発生しますので、今一度請求前にご確認下さい。